保健環境委員の概要（令和８年度版）

保健環境委員の主な活動

① 地域と市区行政のパイプ役として、公衆衛生に関する市・区からの情報を地域の方にお知らせしたり（※）、地域からのご意見・ご要望を市や区へ伝えたりします。

② フレイル予防の推進など保健所（保健センター）業務、資源・ごみ収集における適正排出指導やごみ不法投棄等の通報、相談など環境事業所業務への援助・協力、環境デーなごや、全市一斉クリーンキャンペーンなど各種行事へ参画します（※）。

③ 学区内の保健環境委員が集まって、学区保健環境委員会を定例的に開催します。代表である学区会長から市・区の情報を受けたり、地域の意見・要望を集約したりします。

※　**別紙「保健環境委員の活動内容について」参照**

（参考）
名古屋市保健環境委員規則
第４条　保健環境委員は、地区衛生活動の中心となり公衆衛生を増進するため、次の職務を行う。
（１）保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力
（２）公衆衛生思想の普及徹底
（３）その他公衆衛生に関して必要な事項

保健環境委員の選出方法等

選出方法	町内会・自治会から、決められた定数人員の方を学区会長を通じて区長に推薦します。区長は、市長に推薦し、市長が委嘱します。
身　　分	非常勤特別職の地方公務員となります。
任　　期	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間です。 （途中交代する場合は、前任者の残任期間となります。） 新任委員は、委嘱時に 18 歳以上 80 歳未満であることとなっております。 再任委員は、80 歳未満の方には、引き続き委員になっていただけます。
費用弁償	委員の活動に対する費用弁償として、月額 2,667 円を支給します。

〈別紙〉

保健環境委員の活動内容について

区　分	具 体 的 な 活 動 内 容
保健所業務関係	〈フレイル予防の推進（健康づくり事業)〉 ☑ 各学区で「フレイル予防教室」等を実施（保健センターと相談の上、地域のニーズに合った効果的な取り組みの推進）など 〈広報活動への協力〉 ☑ チラシ、ポスター等の回覧・掲示（予防接種事業や感染症、食中毒予防など） 〈その他各種事業への協力〉 ☑ 地域の実情に応じて、犬猫の適正飼養等の活動（きれいなまちづくりキャンペーン、イエローチョーク作戦など)、献血グループの活動（献血会の開催等)、衛生害虫等防除講習会などを実施 ☑ 浸水時の消毒薬剤の配布
環境事業所業務関係	〈資源・ごみ収集における適正排出指導〉 ☑ 日時・集積場所の周知 ☑ 資源ステーション等における資源・ごみの排出指導 〈ごみ不法投棄等の通報、相談〉 ☑ 不法投棄や持ち去り等について環境事業所に連絡 ☑ カラスによるごみ散乱防止対策について環境事業所に相談 〈その他広報活動への協力〉 ☑ 分別区分変更等に伴う広報、年末年始収集日の周知
その他	〈環境保全活動への協力〉 ☑ 環境デーなごや、全市一斉クリーンキャンペーン等各種行事への参画など

→

←

ＳＤＧｓ理念の実現
＜特に関係がある目標＞
3　すべての人に健康と福祉を
7　ｴﾈﾙｷﾞｰをみんなにそしてｸﾘｰﾝに
11　住み続けられるまちづくりを
12　つくる責任つかう責任
13　気候変動に具体的な対策を
14　海の豊かさを守ろう
15　陸の豊かさも守ろう
いずれの保健環境委員活動も、ＳＤＧｓの理念に繋がっています